

東京都における新生児聴覚検査実務の手引き（仮）骨子案

□内は作業分担

- 1 検査の目的及び手引きの位置づけ **東京都**
 - ・検査の目的と重要性について、保護者が妊娠期から適切に理解し、都内で生まれた全ての新生児が新生児聴覚検査をスムーズに受検し、保護者は適切な結果説明を受ける。
 - ・リファー（要精密検査）児が、精密検査機関を確実に紹介され、受診する。
 - ・リファー児または難聴と診断された児が、スムーズに療育機関につながる。

以上を実現するためには、区市町村、新生児聴覚検査医療機関、精密検査医療機関、及び療育機関が連携しながら各々の役割を果たす必要がある。本手引きはそのために必要な連携や様式等について「新生児聴覚検査の推進に向けた検討会」にて、協議しとりまとめたもの。関係する全ての機関の適切な理解につながることを望まれる。
- 2 新生児聴覚検査の流れ図（フロー図と解説） **区市町村**
- 3 区市町村の役割 **区市町村**
 - (1) 受診券交付時の説明
 - (2) リファー連絡票（仮）、赤ちゃん訪問、乳児健診による検査結果の把握
 - (3) 未受検児への検査勧奨、新生児聴覚検査実施医療機関を案内
 - (4) リファー児のフォロー、精密検査受診勧奨、相談機関案内
 - (5) 精密健康診査受診票の交付及び、検査結果の把握
 - (6) 難聴児のフォロー、療育機関案内
- 4 新生児聴覚検査医療機関の役割
 - (1) 検査実施と適切な結果説明 **東京都**（⇒検討会委員に確認）
※「先天性サイトメガロウイルス」による難聴についても言及
 - (2) リファー児には確実に精密検査医療機関を紹介 **都・区調整**
 - (3) リファー連絡票（仮）を居住地自治体へファックス **都・区調整**
- 5 精密検査医療機関の役割 **東京都**（⇒検討会委員に確認）
 - (1) 精密検査実施と結果説明
 - (2) 難聴児には療育機関や自治体相談窓口を案内（⇒都が作成し大塚ろう学校へ確認）
 - (3) 精密検査受診票（検査結果）を居住地自治体へファックス送信
- 6 療育機関の役割 **東京都**（※大塚ろう学校と調整して作成）
きこえやことばの相談・指導を実施、関係機関と引き続き連携

7 東京都の役割 **東京都**

- (1) 母子保健研修を通じた関係機関向けの啓発
- (2) 区市町村における妊娠届出による受診券交付時の説明や母子バッグ同封資料（赤ちゃんのおみみ等）での周知啓発の徹底を支援
- (3) 都内の区市町村における検査実施状況の把握及び共有（母子保健事業報告年報）
- (4) 都内医療機関に対する調査、リスト化、更新
- (5) 療育機関のリスト化、更新
- (6) 自治体窓口のリスト化、更新

8 様式集

- (1) 受診票 **都が案作成→区市町村に確認**
- (2) ちらし **区市町村**
- (3) 啓発リーフレット（「赤ちゃんのおみみ」改訂） **東京都**
- (4) 新生児聴覚検査に係る医療機関リスト **東京都**
- (5) 精密健康診査受診票 **区市町村**
- (6) 精密検査医療機関リスト **学会作成のリストを活用**
- (7) 一次検査医療機関リスト **調整中**
- (8) 自治体窓口リスト **東京都**
⇒都が区市町村に照会
- (9) 療育機関リスト **東京都**
⇒都立ろう学校と障害部関係の施設を想定。
- (10) 償還払い様式 **区市町村**

9 新生児聴覚スクリーニングマニュアル（日本耳鼻咽喉科学会）（紹介）

参考資料

（国通知）

- ・「新生児聴覚検査の実施について」（平成 29 年 12 月 28 日付子母発 1228 第 1 号）
- ・「新生児聴覚検査の実施状況等について」（平成 29 年 11 月 2 日付事務連絡）
（東京都）
- ・東京都新生児聴覚検査実施要綱（標準要綱：今後策定）